

第4回和光市保育園保育料等検討委員会 会議録

日時	平成23年1月21日（金） 19:30～20:00
場所	和光市庁舎6階602会議室
出席者	石田委員長 郡司副委員長 岡本委員 斉藤委員 野宗委員 篠田委員 土田委員 小澤委員 安井委員
事務局	保健福祉部こども福祉課 亀井課長補佐 渡邊主事 森下主事補
傍聴者	0名

1 開会挨拶

2 会議公開

和光市市民参加条例第12条第4項に基づき、審議会の会議は公開することになっているため、原則どおり公開する。会議録は委員名を明記した要点記録とする。（事務局）

3 配付資料の確認

4 議事進行

要綱第4条第1項の規定に基づき、石田委員長が議長として議事を行った。

(1) 和光市保育園保育料等検討委員会報告書案について(事務局)

前回までの委員会における審議等を取りまとめ、和光市保育料等検討委員会報告書(案)を委員の皆様へ事前送付している。

内容としては、

ア 保育料の見直しの背景として、「和光市での保育サービス状況や保育園運営に対する歳入について」

イ 検討委員会の検討事項として、「保育料の見直しについて、公設保育園における延長保育料金や一時保育保育料等の特別保育保育料の見直しについて」

ウ 改定の基本的考え方として、保育料徴収基準額表では、階層区分の細分化、多子軽減の実施、改定率について、B階層の3歳以上児における保育料徴収について。また、公設園の特別保育事業保育料では、延長保育料、一時保育保育料、休日保育保育料等について。

エ 委員会としての具体的な検討内容については、改定の基本的考え方に対する委員会における意見。

オ 結論については、委員会としての改定案について。

カ 今後の課題については、保育料の見直しに対する市の対応と年少扶養親族に対する

扶養控除廃止による保育料への影響に対する対応を記載している。

なお、1月17日を期限として、委員の皆様以案に対する意見を求めたところ、意見の提出はなかった。

⇒ 報告書案については、各委員が確認し、保育料検討委員会の最終報告書案として合意した。

(2) 保育料等検討委員会の審議は終了したが、子育て関連について何かご意見があればお願いしたい。(事務局)

→ 兄弟姉妹が認可保育園と家庭保育室を利用している場合、家庭保育室を利用する子は多子軽減が適用とならない。

そのようなケースの保育料の負担軽減策を検討していただきたい。(篠田委員)

→ 今後の検討課題とさせていただく。(委員長)

その他事務局から連絡事項はあるか。(委員長)

→ 今後の予定について報告する。(事務局)

本日、ご審議いただいた報告書を市長へ報告いたします。

その後、2月10日(木)午後7時から和光市役所602会議室で保育料等改定に関する説明会を実施し、平成23年4月から保育料を改定する予定でいます。

保育園の保護者には、保育料改定の通知は出すのか。(小澤委員)

→ 2月10日の説明会案内は保育園に提示をする予定です。

改定後の保育料徴収基準額表は、規則改正後に、何らかの方法により保護者への通知や保育園への掲示をする予定でいる。(事務局)

2月10日の説明会は、2月の広報紙で掲載し、保育園、保護者に案内する手順で考えているということか。(土田委員長)

→ いろいろな周知方法を考えており、2月10日の説明会の周知については、広報、ホームページ、保育園に掲示をする。

また、改定された内容は、2月10日以降に、決まり次第、周知していく。

(郡司副委員)

他に何か質問があるか。(委員長)

今後の保育料検討に関する定期的な見直しについて、開催する頻度など案はあるか。(小澤委員)

→ 頻度については、今後の検討課題になってくるが、何年かに1回開催する方法もあるし、国の保育料徴収基準額表の改正があったとき、保育料の算定基礎となる所得税の改正があったときなどが考えられる。(事務局)

→ 少なくとも3年に1回など見直しをやっていく必要があると思うが、年数については検討していく。(委員長)

定期的に行っていく際には、歳入減の穴埋めのために保育料を検討するのではなく、保育にいくらかかって、どれだけ待機児童対策や保育に必要なのか、コスト削減も考えながら、必要な額を明確にして保育料検討を行っていくことを考慮してもらいたい。

(齋藤委員)

他に質問、ご意見等ないため、これで議長の席をおります。長時間に渡る会議へご出席いただき、また昨年10月からご審議いただき、誠にありがとうございました。(委員長)

※ 和光市保育園保育料改定説明会開催予定

平成23年2月10日(木) 午後7時から 和光市役所602会議室